

JIS 確認の申出に係る審議について

日本産業規格（以下、JIS という。）は、産業標準化法に基づき、JIS を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも 5 年を経過するまでに見直す必要があります。多数の JIS があることから効率的な運用のために、毎年度一括して JIS 見直しを行うこととしております。JIS の見直しの流れ及び産業標準作成委員会の審議方法は、別添 1 をご参照ください。

今回のご審議は、別添 1 の（3）JIS 確認の申出に係る審議です。

前回の電気分野産業標準作成委員会（2021 年 12 月 14 日議決）でご承認いただいた、2022 年度に見直し期限を迎える電気分野の JIS のうち 2022 年度中の公示予定を「確認」とする JIS について、JSA ウェブサイトに JIS 作成予定一覧表の公表を掲載し、利害関係者の意向を確認したところ、利害関係者からのご意見等はありませんでした。

この結果を踏まえて、別添 2 に、2022 年度中の公示予定を「確認」とする JIS 及び作成審議経過等を作成いたしましたので、これらの JIS を「確認」としてよろしいか最終のご審議をお願いいたします。

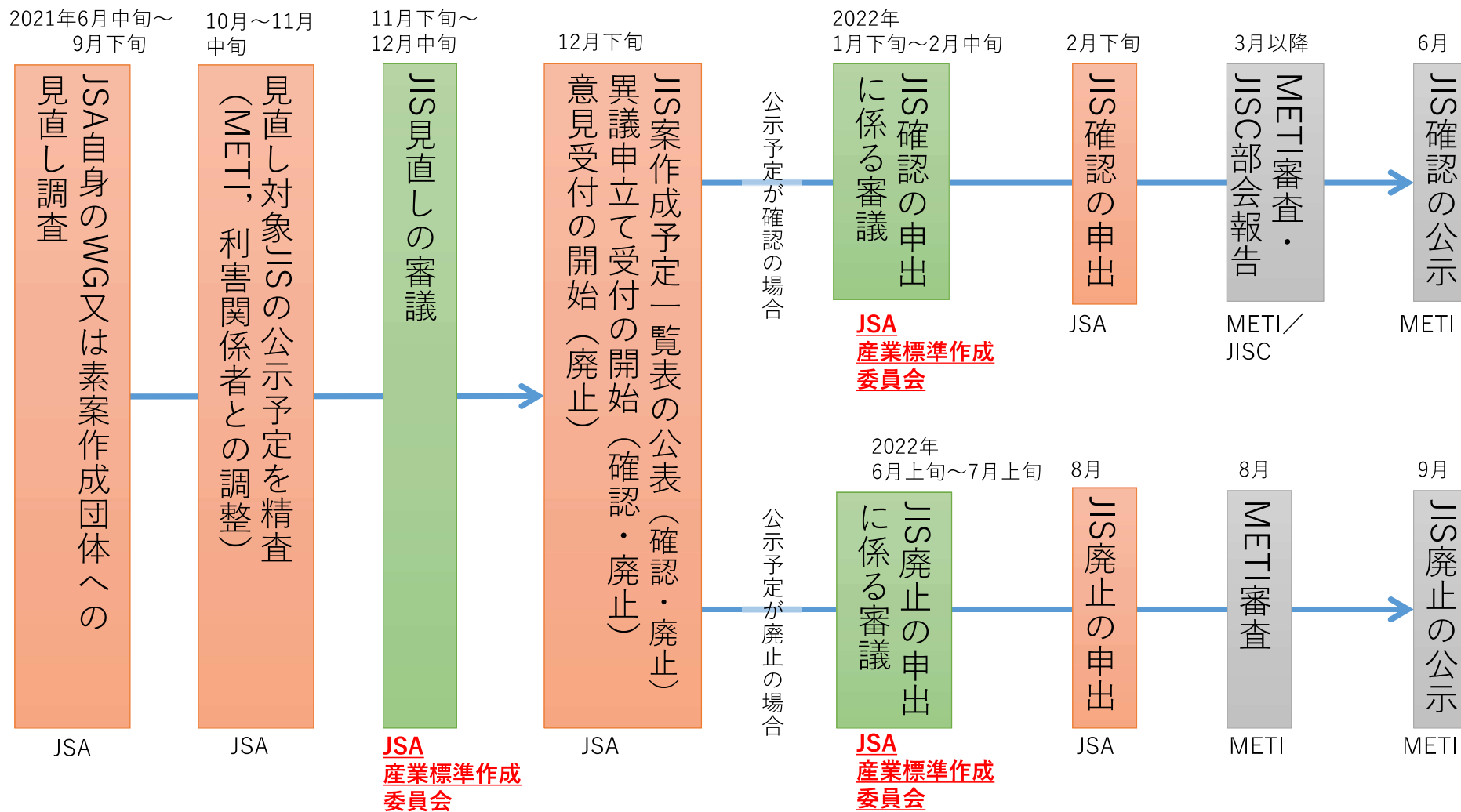
委員会において議決された場合には、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

注記 JIS 法令上、別添 2 別紙 2 の 3. ②JIS 作成予定一覧表の公表、③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保及び④異議申立ての機会の確保は、主務大臣に対して申出を行うまでの過程において行うこととしております。審議中又は審議後に意見等があった場合で、議決結果の変更又は意見等を採用しない場合は、再度、産業標準作成委員会にお諮りいたします。

JISの見直しに関する審議

(1) JIS見直しの流れ



(2) JIS見直しの審議について

目的： 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。
 - ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
 - ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

(2) JIS見直しの審議について (続き)

2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。
 その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。
 その後、産業標準作成委員会にお諮りします。
- ※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
 - ※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
整合すべき（参照している）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
整合すべき（参照している）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

(2) JIS見直しの審議について (続き)

3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。
 - ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
 - ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料2別添2の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。
 - ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

(3) JIS確認の申出に係る審議

目的： 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. 確認のJIS作成予定一覧表の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、JSAが日本産業規格作成審議経過報告書（確認）を作成します。
 - ※ 当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果（JIS見直しの審議～確認のJIS作成予定一覧表の公表の結果）を示しております。
2. 産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書（確認）に基づき、ご審議いただきます。
 - ※ JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準作成委員会にご報告いたします。
3. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申出を行います。

日本産業規格作成審議経過報告書（確認）

1. 確認の申出を行う日本産業規格

JIS B 0126 火力発電用語—ボイラ及び附属装置 外 80 件（別紙 1 のとおり）

2. 確認の申出を行う日本産業規格に係る主務大臣

経済産業大臣専管

3. 確認の理由

別紙 1 の日本産業規格は、産業標準化法第 17 条の規定による見直し期限を 2022 年度に迎えるものであるが、認定産業標準作成機関として、関係各方面の意見を調査し検討した結果、現行の日本産業規格がなお適正であると認められることから、確認すべきものとして申出する。

4. 確認の申出を行う日本産業規格の作成及び審議に関する事項

- (1) 認定産業標準作成機関名；一般財団法人日本規格協会（JSA）
- (2) 法令上の区分；
産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項に基づく申出
- (3) 産業標準作成委員会名；
電気分野産業標準作成委員会
- (4) 産業標準作成委員会の委員構成表及び開催状況；
別紙 2 に記載のとおり。
- (5) 作成審議経過
別紙 2 に記載のとおり。

以上

確認の申出を行う日本産業規格

No.	規格番号	規格名称
1	B0126	火力発電用語—ボイラ及び附属装置
2	B8102	蒸気タービン—受渡試験方法
3	C0365	感電保護—設備及び機器の共通事項
4	C0366	建築電気設備の電圧バンド
5	C0508-1	電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全—第1部：一般要求事項
6	C0508-4	電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全—第4部：用語の定義及び略語
7	C0508-7	電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全—第7部：技術及び手法の概観
8	C1102-3	直動式指示電気計器 第3部：電力計及び無効電力計に対する要求事項
9	C1102-4	直動式指示電気計器 第4部：周波数計に対する要求事項
10	C1102-5	直動式指示電気計器 第5部：位相計，力率計及び同期検定器に対する要求事項
11	C1102-6	直動式指示電気計器 第6部：オーム計（インピーダンス計）及びコンダクタンス計に対する要求事項
12	C1102-7	直動式指示電気計器 第7部：多機能計器に対する要求事項
13	C1102-8	直動式指示電気計器 第8部：附属品に対する要求事項
14	C1102-9	直動式指示電気計器 第9部：試験方法
15	C1302	絶縁抵抗計
16	C1610	熱電対用補償導線
17	C1807	バッチ制御—第1部：モデル及び用語
18	C1901	計測器用インタフェースシステム
19	C1910-1	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1 Hz～100 kHzの交流磁界及び交流電界の測定—第1部：測定器に対する要求事項
20	C1910-2	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1 Hz～100 kHzの交流磁界及び交流電界の測定—第2部：測定に対する要求事項
21	C1911	交流電力システムから発生する電界及び磁界の強さ—公衆の人体ばく露を考慮した測定手順
22	C2136	過酷な環境条件下で用いる固体電気絶縁材料—耐トラッキング性及び耐浸食性試験方法
23	C2138	電気絶縁材料—比誘電率及び誘電正接の測定方法
24	C2139-3-1	固体電気絶縁材料の誘電特性及び抵抗特性—第3-1部：直流電圧印加による抵抗特性の測定—体積抵抗及び体積抵抗率
25	C2139-3-2	固体電気絶縁材料の誘電特性及び抵抗特性—第3-2部：直流電圧印加による抵抗特性の測定—表面抵抗及び表面抵抗率
26	C2139-3-3	固体電気絶縁材料の誘電特性及び抵抗特性—第3-3部：直流電圧印加による抵抗特性の測定—絶縁抵抗
27	C2143-3	電気絶縁材料—熱的耐久性—第3部：熱的耐久性の計算の手引き
28	C2143-5	電気絶縁材料—熱的耐久性—第5部：相対熱的耐久性指数（RTE）の求め方

29	C2250	電気絶縁用マイカ製品通則
30	C2336	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ
31	C2338	電気絶縁用ポリエステル粘着テープ
32	C3663-5	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル—第5部：エレベータケーブル
33	C3664	絶縁ケーブルの導体
34	C3665-1-1	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験—第1-1部：絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験—装置
35	C3665-1-2	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験—第1-2部：絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験—1kW混合ガス炎による方法
36	C3665-1-3	電気ケーブル及び光ファイバケーブルの燃焼試験—第1-3部：絶縁電線又はケーブルの一条垂直燃焼試験—燃焼落下物（粒子）の測定方法
37	C3666-2	電気ケーブルの燃焼時発生ガス測定試験方法—第2部：電気ケーブル材料の燃焼時におけるpH及び導電率による発生ガスの酸性度測定
38	C3711	絶縁トロリーシステム
39	C60068-2-17	環境試験方法—電気・電子—封止（気密性）試験方法
40	C60068-2-31	環境試験方法—電気・電子—第2-31部：落下試験及び転倒試験方法（試験記号：Ec）
41	C60068-2-38	環境試験方法—電気・電子—第2-38部：温湿度組合せ（サイクル）試験方法（試験記号：Z/AD）
42	C60068-2-47	環境試験方法—電気・電子—第2-47部：動的試験での供試品の取付方法
43	C60068-2-57	環境試験方法—電気・電子—第2-57部：時刻歴及びサインビート振動試験方法（試験記号：Ff）
44	C60068-2-66	環境試験方法—電気・電子—高温高湿、定常（不飽和加圧水蒸気）
45	C60068-2-67	環境試験方法—電気・電子—基本的に構成部品を対象とした高温高湿、定常状態の促進試験
46	C60068-2-68	環境試験方法—電気・電子—砂じん（塵）試験
47	C60068-2-70	環境試験方法—電気・電子—第2-70部：指及び手の擦れによる印字の摩滅試験
48	C60068-2-81	環境試験方法—電気・電子—第2-81部：衝撃応答スペクトル合成による衝撃試験方法
49	C60695-10-2	耐火性試験—電気・電子—第10-2部：異常発生熱—ボールプレッシャー試験方法
50	C60695-11-20	耐火性試験—電気・電子—第11-20部：試験炎—500W試験炎による燃焼試験方法
51	C60695-2-12	耐火性試験—電気・電子—第2-12部：グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法—材料に対するグローワイヤ燃焼性指数（GWF I）
52	C60695-2-13	耐火性試験—電気・電子—第2-13部：グローワイヤ/ホットワイヤ試験方法—材料に対するグローワイヤ着火温度指数（GWI T）
53	C60695-2-20	環境試験方法—電気・電子—耐火性試験 グローイング/ホットワイヤ試験法：ホットワイヤ巻付け線による材料の着火性試験
54	C60695-6-30	環境試験方法—電気・電子—火災危険、火災のもつ潜在的・偶発的危険の試験方法—火災に遭った電気製品からの煙による光の不透過度に起因する視界のさえぎりの評価に関する指針及び試験方法：小規模静的試験方法—煙による光の不透過度測定—試験装置の記述
55	C60695-6-31	環境試験方法—電気・電子—耐火性試験—煙による光の不透過度の測定—小規模静的試験方法—材料
56	C60721-2-1	環境条件の分類—第2-1部：自然環境の条件—温度及び湿度
57	C60721-2-3	環境条件の分類 自然環境の条件—気圧

58	C61000-4-2	電磁両立性—第4-2部：試験及び測定技術—静電気放電イミュニティ試験
59	C61000-4-5	電磁両立性—第4-5部：試験及び測定技術—サージイミュニティ試験
60	C61000-4-7	電磁両立性—第4-7部：試験及び測定技術—電力供給システム及びこれに接続する機器のための高調波及び次数間高調波の測定方法及び計装に関する指針
61	C61326-2-2	計測用、制御用及び試験室用の電気装置—電磁両立性要求事項—第2-2部：個別要求事項—低電圧配電システムで使用する可搬形の試験用、測定用及び監視用の装置の試験配置、動作条件及び性能評価基準
62	C62477-1	半導体電力変換システム及び装置に対する安全要求事項—第1部：一般事項
63	C7523	家庭用小形白熱電球
64	C7606	ネオンランプ
65	C7610	低圧ナトリウムランプ
66	C7624	放電ランプ（蛍光ランプを除く）—安全仕様
67	C7802	石英ランプの封止部温度測定方法
68	C8160	一般照明用GX16t-5口金付直管LEDランプ
69	C8365	屋内配線用ジョイントボックス〔600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形（VV F）用〕
70	C8366	ライティングダクト
71	C8373	トロリーバスダクト
72	C8514	水溶液系一次電池の安全性
73	C8714	携帯電子機器用リチウムイオン蓄電池の単電池及び組電池の安全性試験
74	C9319	抵抗溶接機用サイリスタスタック
75	C9711	屋内配線用電線接続工具
76	H7306	超電導—残留抵抗比試験方法—ニオブ・チタン及びニオブ3すず複合超電導線の残留抵抗比
77	H7310	超電導—交流損失試験方法—ピックアップコイル法による液体ヘリウム温度・交流横磁界中の円断面超電導線の全交流損失測定
78	H7311	超電導—交流損失試験方法—磁力計法による複合超電導線のヒステリシス損失測定
79	H7313	超電導—バルク高温超電導体の試験方法—捕そく（捉）磁束密度
80	H7314	超電導—給電装置—超電導機器へ給電する電流リードの特性試験に関する一般要求事項
81	T1022	病院電気設備の安全基準

1. 産業標準作成委員会の委員構成表

1. 1 電気分野産業標準作成委員会構成員名簿

	氏名	所属	種別
(委員長)	岩本 光正	東京工業大学	中立者
(委員)	馬場 旬平	東京大学大学院	
	加藤 有利子	一般財団法人電気安全環境研究所	生産者
	南 裕二	東芝エネルギーシステムズ株式会社	
	藤原 昇	一般社団法人電気学会	
	大隅 慶明	一般社団法人日本電機工業会	
	島村 正彦	一般社団法人日本電気計測器工業会	
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会	
	窪田 久美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	使用者
	若月 壽子	主婦連合会	
	菅 弘史郎	電気事業連合会	
(関係者)	後藤 博幸	経済産業省産業技術環境局国際電気標準課	—
(事務局)	中川 梓	一般財団法人日本規格協会	
	山本 久義	一般財団法人日本規格協会	
	渡辺 善規	一般財団法人日本規格協会	

2. 委員会開催状況

開催年月日	委員会区分	出席者数又は回答者数 (名)
2021年12月14日	産業標準作成委員会	10/11
2022年2月XX日(予定)	産業標準作成委員会	〇/11

3. 作成審議経過

- ①産業標準案作成対象テーマの審議（JIS見直しの審議）；
2021年12月14日 産業標準作成委員会議決
- ②JIS作成予定一覧表の公表；
2021年12月24日～申出予定日（2022年2月下旬）まで JSA ウェブサイト掲載
- ③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保；
2021年12月24日～申出予定日（2022年2月下旬）まで JSA ウェブサイト掲載
- ④異議申立ての機会の確保；
2021年12月24日～申出予定日（2022年2月下旬）まで JSA ウェブサイト掲載
- ⑤産業標準案の作成及び審議（確認の申出に係る審議）；
2022年2月XX日（予定） 産業標準作成委員会議決
- ⑥議事録及び委員会資料の公開；
2022年2月XX日（予定） JSA ウェブサイト掲載

4. 利害関係者の産業標準作成委員会への参加に関する内容

参加： 無

5. 異議申立てに関する内容及び結果

異議申立ての有無： 無